

鳥取縣公報

縣令

昭和十七年三月十七日
第千三百十六號

火曜日

本書ノ尺キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣令第二十五號

大正八年四月二十八日鳥取縣令第二十四號災害耕地整理費補助規程ハ之レヲ廢止ス

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事 土肥米之

告示

◇鳥取縣告示第二百二十六號

鳥取縣立八頭高等女學校生徒定員左ノ通變更ス

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事 土肥米之

一 生徒定員

四百名

◇鳥取縣告示第二百二十七號

昭和十七年一月九日鳥取縣告示第一號國民職業指導所出張所改置規定ハ昭和十七年三月十日限り之ヲ廢止ス

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事 土肥米之

◇鳥取縣告示第二百二十八號

國民健康保險法第十三條ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事 土肥米之

- 一 組合ノ名稱 大伊村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 八頭郡大伊村大字鹽上三〇六番地
- 三 組合ノ地區 八頭郡大伊村
- 四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スベキ者
 - (イ) 第三種所得稅年額壹千五百圓以上ヲ納ムル者
 - (ロ) 左ニ掲グル者但シ世帯所屬者中被保險者タル資格アル者ヲ除ク

鳥取縣公報

每週日發行

(休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和十七年三月十七日 第千三百十六號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

一

- 1 勞働者災害扶助責任保險ノ被保險者
 - 2 職員健康保險ノ被保險者
 - 3 規約ニ依リ特ニ定メラレタル者
- 五 指定年月日 昭和十七年三月一日

◆鳥取縣告示第百二十九號

宗教團體法第三十三條第二項ノ規定ニ依リ左記教會ニ對シ昭和十七年三月十二日教會規則ヲ認可セリ

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事

土肥米之

教會ノ名稱

所在地

所屬教派

黑住教鳥取中教會	鳥取市藪片原町二十番地	黑住教
黑住教高草中教會	氣高郡大正村大字徳尾五十七番地一	黑住教
黑住教勝見中教會	氣高郡正條村大字勝見六十八番地四	黑住教
黑住教鹿野教會	氣高郡鹿野町大字鹿野九百六十六番地	黑住教
黑住教河原中教會	八頭郡河原町大字河原百三十八番地一	黑住教
黑住教用瀬教會	八頭郡用瀬町大字用瀬四百八番地	黑住教
黑住教佐治教會	八頭郡佐治村大字加瀬木千二百四十八番地	黑住教

黑住教小畑教會	八頭郡八東村大字岩淵十番地	黑住教
黑住教安井教會	八頭郡安部村大字安井宿八百八十九番地	黑住教
黑住教若櫻教會	八頭郡若櫻町大字若櫻七百八十八番地二	黑住教
黑住教浦富教會	岩美郡浦富町大字浦富千三百五十五番地	黑住教

◆鳥取縣告示第百三十號

左記ノ者家畜商免許試驗ニ合格シタルニ依リ家畜商免許鑑札ヲ下付セリ但シ免許鑑札ノ有効期間ハ昭和十七年三月十一日ヨリ昭和二十二年三月十日迄トス

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事

土肥米之

家畜商免許者名簿

免許鑑札 住所 氏名

取扱家畜 番號	免許鑑札 住所	氏名
牛 第一號	岩美 浦生	田村義治
同 第二號	同 福部	山崎重隆
同 第三號	同 岩井	小谷久雄
同 第四號	同 大茅	太田義一
同 第五號	鳥取 古市	小林鐵藏

同 第六號	同 田島	同 内田兼丸
馬 第一號	鳥取 卯垣	同 廣田敏男
豚 第一號	同 材木	同 中井由枝
牛 第七號	八頭 社	同 川元健太郎
同 第八號	同 用ヶ瀬	同 小松善一
同 第九號	同 中私都	同 土橋時藏
同 第一〇號	同 智頭	同 隱岐經壯
同 第一一號	同 同	同 前川義晃
同 第一二號	同 賀茂	同 大橋重義
同 第一三號	同 上私都	同 橋本喜代治
同 第一四號	同 八東	同 高橋寛治
同 第一五號	同 安部	同 西川壽法
同 第一六號	同 若櫻	同 大野幾藏
同 第一七號	同 國英	同 米山信衛
同 第一八號	同 散岐	同 田中勝友
同 第一九號	同 智頭	同 谷口與七
同 第二〇號	同 河原	同 森口廣治
同 第二一號	同 社	同 福本重五郎
同 第二二號	同 用ヶ瀬	同 山崎雄三
同 第二三號	同 大	同 同
同 第二四號	同 同	同 同
同 第二五號	同 同	同 同
同 第二六號	同 同	同 同
同 第二七號	同 同	同 同
同 第二八號	同 同	同 同
同 第二九號	同 同	同 同
同 第三〇號	同 同	同 同
同 第三一號	同 同	同 同
同 第三二號	同 同	同 同
同 第三三號	同 同	同 同
同 第三四號	同 同	同 同
同 第三五號	同 同	同 同
同 第三六號	同 同	同 同
同 第三七號	同 同	同 同
同 第三八號	同 同	同 同
同 第三九號	同 同	同 同
同 第四〇號	同 同	同 同

馬	第八號	西伯	大高	月坂	知喬	同	第一二號	同	江尾	手島	甚平	
同	第九號	同	春日	中本	菱一	同	第一三號	同	日野上	田邊	瀧壽	
同	第一〇號	同	幡郷	長谷川	知賢	同	第一四號	同	同	坪倉	政治	
同	第一一號	同	春日	益田	岩太郎	同	第一五號	同	同	三森	茂市	
豚	第六號	西伯	中濱	足立	健一	同	第一六號	同	同	安達	芳信	
同	第七號	同	餘子	佐古	豐榮	同	第一七號	同	日野	大下	勅雄	
同	第八號	同	富益	佐々木	蕃	同	第一八號	同	入郷	松原	道雄	
同	第九號	同	上道	堀田	實	同	第一九號	同	同	影山	與一	
同	第一〇號	同	夜見	渡邊	政雄	同	第二〇號	同	神奈川	小原	道清	
牛	第一二號	同	渡	渡邊	博	同	第二一號	同	米澤	小原	道清	
同	第一三號	日野	多里	西村	竹好	同	第二二號	同	山上	山崎	幸重	
同	第一四號	同	山上	青戸	重平	同	第二三號	同	日野	足羽	定藏	
同	第一五號	同	石見	前田	義廣	同	第二四號	同	石見	石田	增市	
同	第一六號	同	福榮	山崎	德義	同	第二五號	同	同	矢田	貝隆壽	
同	第一七號	同	阿毘	岩田	榮藏	同	第二六號	同	大宮	板倉	祐壽	
同	第一八號	同	米澤	森房	美	同	第二七號	同	同	小林	榮三郎	
同	第一九號	同	溝口	森谷	益一	同	第二八號	同	同	黑坂	小錦	貞藏
同	第二〇號	同	同	住田	桑三郎	同	第二九號	同	日野	石見	錦	貞藏
同	第二一號	同	二部	吉川	瀧治	同	第三〇號	同	日野上	坪倉	亮一	
同	第二二號	同	同	住田	繁壽	同	第三一號	同	日野上	坪倉	亮一	

鳥取縣告示第三百三十一號

昭和九年六月二十六日鳥取縣告示第三百五十號養蠶實行組合指導設置補助規程ヲ左ノ通改正ス

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條補助金ハ養蠶業組合ガ養蠶實行組合指導員ヲ設置シ之ヲ養蠶實行組合ニ派遣スル爲ニ要スル費用ノ全額ヲ養蠶業組合聯合會ガ養蠶業組合ニ補助スル場合其ノ費用ノ三分ノ二以內ヲ養蠶業組合聯合會ニ交付ス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十六年度ニ限り從前ノ規程ニ依ル

鳥取縣告示第三百三十二號

左記補助助成規程ハ之レヲ廢止ス

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和七年十月十四日鳥取縣告示第四百二十九號

時局匡救耕地擴張改良事業助成規程

昭和八年十一月十四日鳥取縣告示第四百五十六號

旱害耕地改良事業助成規程

昭和十年二月一日鳥取縣告示第五十五號

風水害應急施設耕地事業助成規程

昭和十一年十月十三日鳥取縣告示第五百五十六號

雪害復舊耕地事業助成規程

昭和十三年一月二十五日鳥取縣告示第四百十七號

昭和十二年水害復舊耕地事業補助規程

昭和七年十月十一日鳥取縣告示第四百二十五號

暗渠排水補助規程

昭和十二年九月二十一日鳥取縣告示第五百三十號

暗渠排水、床締及客土事業補助規程

昭和十三年四月五日鳥取縣告示第五百八十九號

移動式小型揚水機施設補助規程

昭和十四年九月十九日鳥取縣告示第五百八十五號

旱害地灌溉應急措置補助規程

鳥取縣告示第三百三十三號

國民體力法第九條ニ基キ國民體力管理醫ヲ解任並囑託シタル者左ノ如シ

昭和十七年三月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

解任 鳥取縣防疫醫 富岡綾子

囑託 醫師 池淵貢

00036

彙報

大東亞共榮圈

滿洲開拓民

南方のみに心を奪はれるな
滿洲開拓こそ共榮圈の根幹

(社 會 課)

滿洲國は去る三月一日を以て建國十周年を迎へた。この間我が大日本帝國の盟邦、大東亞共榮圈の基幹としてその發展は實に目覺しいものであつて、東亞の侵略者米英を撃滅し輝かしき亞細亞人の亞細亞を建設する吾々帝國臣民としてまことに慶祝に堪へぬ處である。

昨年十二月八日、畏くも 大詔を拜して我が國未曾有の聖戰大東亞戰爭に驍進する皇軍の戦果は、世界に類ひなき 大元帥陛下の大御稜威と、忠勇無双なる將兵の偉勳は全世界を震駭し、既に太平洋と北極と總ての敵據點は殲滅し、香港、フィリッピン、マレイ

シンガポール・ビルマを始め、我に數倍する面積を有する蘭印諸島も開戦僅か三ヶ月にしてわが威武に俯伏し、皇軍の進む處怒ち日章旗は翻騰と輝き、皇化は南方の各地に洽からんとしてゐるのであつて、將兵の偉大なる苦闘と犠牲に對して感謝措く能はざると共に、皇威の隆昌に歡喜し、この大御代に生を得たる吾等の幸福に感激言葉もなき次第である。

南方の天地はもとより廣漠として沃土も多く、氣候は熱帯といへ海洋性のために左程酷烈でなく、あらゆる重要資源は山野に無限の富を藏し、特に鑛物資源はもとより農耕の業も頗る前途多望である。しかし吾々はこの南方發展の重要性和共に決して滿洲開拓の國家的要請とその將來性を閉却してはならない。

おもふに滿洲の地は實に東亞共榮圈の基幹であつて、我が國と一體不可分の關係にあり、大東亞共榮圈はこの日滿兩國を扇の要として南方に展開するものである。これを政治的にいふも國防的にいふも、將た産業的にいふも文化的にいふも、滿洲國を開發し

00037

發展せしめることこそ共榮圈確保の基底をなすものであつて、かくて日滿一體の實を確實に顯現してこそ、大東亞は世界に動かすべからざる大勢力として將來が約束されるのである。

さればこそ滿洲國は日本の協力と三千萬民衆の總力によつて成立し、舊軍閥の惡政より解放せられて王道樂土の建設に邁進し、我が日本帝國との不動の協力關係も建國の當初に於て成文化せられ、紀元二千六百年の佳年に際しては 天照大神を祭祀し奉つて建國の神廟とし、滿洲國の國本を惟神の道に奠定し、政教の淵源倫理道德の根本として世界に宣明せられてゐるのであつて、わが八紘一字の大精神は實に滿洲國を第一歩として、大東亞より全世界に及ぼんとしてゐるのである。

人或は滿洲の寒冷をいひ南方共榮圈の高温にして衣食住の安易をいふものがある。もとより南方熱帯の地方は高温多濕にして植物の生育は旺盛であり、衣服住居も極めて簡易であつて食糧植物が豊富であることも事實である。しかし、由來暑熱の地に恪勤精勵の住民を期待することは困難であり、北方寒冷の地に剛健果敢の性格が育まれることは歴史の示す處であつて、歐洲諸列強國はいづれも北緯五十度前後の處に興り、熱帯地方の民は多く衰亡の途を辿つて來た。我が千古の肇國大理想八紘一字の大精神の下に

大東亞の共榮圈を建設し、進んで世界永遠の平和を創造せんとする大和民族は、決して徒らに生活の安易のみ希求してはならないのである。

滿洲の地は廣漠たる大平野を擁して肥妖無比、冬期に於ては相當の低温を免れないが、夏季の太陽は作物の急激なる發育を促して、從來の未開な略奪的農法によるも農作物の收穫を頗る豊穰ならしめてゐるのであつて、今後日本人の文化を移入して土地改良作物管理の改善・農業經營組織の改革等を行ふならば、その將來の發展は眞に期して待つべきものがあるのである。

南方の開発も今後の日本にとつて極めて喫緊の要務たるはもとより當然であつて、吾々は大いにこの方面に活躍せねばならぬことはいふまでもないが、南方には南方の民族が極めて豊富に存在してその勞働力は寧ろ過剩ともいふべく、しかも南方住民は從來甚だ低位の生活に慣れてゐる爲これと共に勞働することは日本人として頗る困難とされ、南方開發は主として南方人を指導する少數の中樞的人物の進出が望まれてゐるのである。されば政府の方針も邦人の南方進出は充分なる嚴選の下に完全なる訓練の後に於てなされる趣であつて、現在に於ける一般多數者の海外進出は滿洲開拓民を以て其の最たるものとせねばならないのである。實に

滿洲開拓こそ、國家的にいふも個人の將來性よりいふも、最も必要にして有望なる發展の道といふべきである。

由來亞細亞の地は濕潤地帯が多く、麥類其の他乾燥地作物に適する地帯はあまり豊富でないのであるが、滿洲國はかの濠洲と共にこの要求に最も適する乾燥地帯であり、且つ水田開發可能な地も多くして我が農民の發展地としては極めて適當といふべきである。

滿洲國は今や刻々に極めて順調に發展しつつあつて、無限の資源開發による各種工礦業の隆昌はいふまでもなく、建國當初に於て三千万といはれた人口も今や四千三百萬に及び、一億の人口を擁するに至るもあまり遠い將來ではあるまいといはれてゐる。この目覺しい發展を遂げつゝある滿洲國に對して、我が大和民族が多數人植してその中核となり、嚮導の位置に立つべき重責にあることは東亞共榮圈結成上極めて明確な事實である。

今や日滿協同の滿洲開拓民人植事業は好成績の下に第一次五年計畫を終り、次で第二次計畫に入つて當初の目標二十ヶ年百萬戸入植達成に邁進してゐる。耕地の狭少に悩む我が農村民が、率先大舉渡滿して母村を更生せしめると共に、新しき天地に多幸なる將來を創造することこそ、大は東亞の大共榮圈を建設し、又郷

土の農業を更改し、子孫幸福の基礎を確立する爲に極めて重要な仕事であることを、この際更に確認しなければならぬのである。

農作物病害蟲の防除に徹せよ

長期戦下食糧の確保は
病害蟲防除徹底にあり

(農務課)

長期戦態勢いよゝ強化する大東亞戰爭下に於て、國民食糧の自給策樹立を是非必要とする今日、農産物の生産確保上病害蟲防除の緊切なことは洵に當然のことであつて、昨年に於ける稻熱病及び麥類銹病の激發による減損は頗る甚大なものであつた實情に鑑みるも、これが防除の徹底を期するは實に喫緊の要事である。就ては今よりその防除知識に徹し、耐病性抵抗性の高い品種を選ぶと共に防除班の設置擴充、防除資材の整備等深甚の考慮を拂ひ、以てその防除の完璧を期して増産の確保に一段の努力を拂はれるやう切望する次第である。即ち左に一般農作物の病害蟲防除

00039

要項を以て、各位の防除實施履行上の參考に資することとする

(一) 稻の病害蟲

- 1 (イ) 稻熱病
 - 1 品種の選擇に留意し、耐病性品種を栽培すること。
 - 2 種籾の消毒を勵行すること。
 - 3 薄播を勵行し健全な苗の育成に努めること。
 - 4 苗代期に於て必ず二回は殺菌劑(石灰ボルドー液又は銅製劑)の撒布を行ふこと。
 - 5 插秧期が遅れぬやう、なるべく早植を勵行すること。
 - 6 施肥の合理化を圖つて健全な成育を遂げしめること。
 - 7 灌漑及び排水に注意し、殊に山間部や冷水灌漑地帯に於ては温水の導入に努めること。
 - 8 莖イモチ豫防の爲分蘗期に、又頸イモチ豫防の爲に穂孕期及び穂揃期に殺菌劑(石灰ボルドー液又は銅製劑)の撒布を行ふこと。
 - 9 秋期の落水は、濕田及び排水不良田の外は稍々遅くすること。
- (ロ) 螟 蟲
 - 1 苗代に於て採卵及び捕蟻を行ふこと。
 - 2 移植直後本田の採卵を行ふこと。

(二) 浮塵子

- 1 苗代に於て除蟲菊劑(除蟲菊石鹼液又は除蟲菊乳劑)を撒布すること。
- 2 本田に於ても同様の藥劑を撒布し、石油入手の場合は注油驅除を行ふこと。
- (一) 泥負 蟲
 - 1 苗代末期(移植直前)に一回砒酸石灰の撒布を行ふこと。
 - 2 本田に於ては發生初期に一―二回砒酸石灰を撒布すること。
 - 3 天候其の他の關係により砒酸石灰の撒布が出来ず、被害を蒙るに至つた場合は除蟲菊劑の撒布を行ふこと。
- (ホ) 苞 蟲
 - 1 發生初期に除蟲菊木灰を目没後に撒布すること。
- (ニ) 切 螟
 - 1 發生田は成るべく苗代としないこと。
 - 2 發生地帯に於ける苗代地は、耕起前に除蟲菊液を撒布して驅除した後整地すること。
 - 3 灌水に注意すること。

(二) 麥類病蟲害

(イ) 銹病及び白澁病

1 施肥に注意し、追肥を遅くせぬこと。

2 出穂初期(四月下旬―五月上旬)より十日位隔て、二―三回

石灰硫黄合劑(ボーメ比重〇、五―〇、四度弱)を反當り一石乃至一石五斗宛撒布すること。

(ロ) 麥 蛾

1 收穫後麥粒の乾燥を充分にし、燻蒸を行ふこと。

(三) 甘藷・馬鈴薯病蟲害

(イ) 甘藷黒斑病

この病氣は本縣に於ても近來漸次蔓延の傾向であるから、これが防除について特に充分の注意を要する。

1 種藪は無病のものを用ひることとし、發病の虞れあるものは貯藏庫から取り出した際温湯(四七―四八度に三十分間)又はウスブルン(入〇〇倍液に十五分間)で消毒した後伏込むこと。

2 發病地に於ては苗床土壤は更新すること。

3 葉を切り取り後、ウスブルン入〇〇倍液に十五分間浸漬消毒すること。

した後移植すること。

(ロ) 馬鈴薯疫病

1 病薯を植込まぬこと。

2 病菌侵入の虞あるものは植込前ウスブルン(入〇〇倍液二十五分)により消毒すること。

3 葉莖が四―五寸に伸長した頃から、一週間乃至十日位隔て、三―四回、殺菌劑(六斗式石灰ボルドー液又は銅製劑一號又は二號一封度一石液)を撒布すること。

(ハ) 馬鈴薯偽瓢蟲

1 發生初期に砒酸石灰液(砒酸石灰二〇〇匁、大豆展着劑五〇匁、水一石)を撒布すること。

(四) 大豆病蟲害

(イ) 紫紋葉病、白絹病

1 發生地で被害の多い所には成るべく栽培しないこと。

(ロ) 姫金龜子

1 砒酸鉛加用六斗式石灰ボルドー液(硫酸銅一二〇匁、生石灰二四〇匁、水六斗、砒酸鉛七二匁、大豆展着劑三〇匁)を反當六斗乃至八斗、成蟲發生初期及び其の後十日目(成蟲發生最盛期)の二回撒布すること。

昭和十七年三月十七日印刷
昭和十七年三月十七日發行

發行所 鳥取縣府取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所